

別紙3

料金の額及びその徴収期間

別紙3中、1(2)④イのうち

「昭和23年法律第178号」を「昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。」に改める

別紙3中、1(2)⑥イのうち

「休日、1月2日及び1月3日(ただし、交通混雑期の交通の分散又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、中日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。)」を「休日(ただし、ニに掲げる日を除く。)」に改める。

別紙3中、1(2)⑥ハの次に

二 適用除外日

次に掲げる日には、本割引を適用しない。

(イ) 交通混雑期の交通の分散を目的として、次に掲げる休日を含む中日本高速道路株式会社が別に定める日

イ) 3日以上連続する休日

ロ) 12月29日から翌年1月3日までの間の休日

ハ) 祝日法第2条に定める昭和の日からこどもの日までの間の休日

ニ) 祝日法第2条に定める山の日から8月15日までの間の休日

ホ) 祝日法第2条に定める敬老の日

(ロ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)第1条第16号に定める新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、中日本高速道路株式会社が別に定める日

を加える。

別紙3中、1(2)⑪イのうち

「第1条第15号に定める新型コロナウイルス感染症」を「第1条第16号に定める新型コロナウイルス感染症」に改める。

別紙3中、別添3のうち、

	一宮
小牧	8.3

を

	一宮	
尾張一宮 PA スマート	2.2	
小牧	6.1	8.3

に改める。